令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税

令和	年 月 日 小千谷市長 あて		整理番号										
			フリガナ				オ	ヂヤ	<u>5</u>	ロウ			
住所	新潟県小千谷市城内 丁目	氏 名	小千谷 太郎										
///	番号		個人番号	1	2	3 4	5	6	7	8 9	9 0	1	2
			性 別	男 女									
電話番号	0258 83 3507	7	生年月日		・大・ ・令	• 昭	5	5		5 ·	5		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告 特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額		
令和 ×× 年 × 月 × 日	50,000 円		

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。① 及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である



(注) ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的以外で所得税 や住民税の申告をする必要がない方

(1)及び(2)に該当

17 特別程序対象 新国金を文田する中の中力の所特殊について所特殊伝第120未第1項の規定による 申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受け る者

(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 1年間(1月1日~12月31日)のふるさと納税を 当される自治体数が5自治体以下の方

この申請を含め申の申請を行う都道

府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住	所	新潟県小千谷市城内 丁目 番 号	=	受付日付印
氏	名	小千谷 太郎	殿	

受付団体名	新潟県小千谷市
又自凹件和	1 机 <i>海</i> 条小十分巾

、 どちらにも ☑がつく方が、ワ ンストップ特例制 度の対象になりま す。